

業務用冷凍空調機器からのフロン類回収促進に係る連携体制について

業務用冷凍空調機器からの冷媒回収については、これまでに CFC 国家管理戦略を踏まえた事業者の自主的取組みが行われ、平成 14 年にはフロン回収・破壊法による規制が施行され、フロン類の回収・破壊が進められてきた。平成 17 年 4 月には京都議定書目標達成計画の閣議決定により、使用済み業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率を 60% と倍増させる目標が設定されたところである。

政府は、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会と産業構造審議会化学・バイオ部会 地球温暖化防止対策小委員会フロン回収・破壊ワーキンググループとの合同会議報告「今後のフロン類の排出抑制対策の在り方について」を受け、平成 18 年 6 月にフロン回収破壊法を改正し、現在、政省令や運用方策等の検討を進めているところであり、来年 10 月に施行される予定となっている。

業務用冷凍空調機器からのフロン類回収については、これに関わる者が広範に亘るものであり、今般法改正により、行程管理制度(マニフェスト制度)の導入などの措置が執られているが、フロン類回収を確実なものとしていくためには、多岐に渡る業界団体、業界団体に属さない事業者、地域の取組関係者など、回収に係る広範囲な各関係者が、それぞれの役割を確実に実施し、それらの取組が連携されていくことが必要である。

関係者の自主的取組推進の重要性については、審議会報告「今後のフロン類の排出抑制対策の在り方について」においても指摘しているところである。

それぞれの関係者の取組みを効果的なものにしていくためには、関係業界が課題等を共有化し、地域の取組とも連携可能な、全国を対象とした関係主体が協力し合う体制が求められる。

目標達成計画における回収率の目標 60% の達成は、京都議定書の義務を果たすために必須であるが、冷媒フロン類の確実な回収への取組は、京都議定書の第一約束期間以降も継続して取り組んでいくべき国民的な課題と捉えている。

上記を踏まえ、業務用冷凍空調機器からのフロン類回収に係る広範な関係者の総意により、これら関係者が主体となり、連携を継続的に推進する体制を構築し、フロン類回収の促進を図ることとする。

フロン回収推進産業協議会設立準備検討会

業務用冷凍空調機器からのフロン類回収促進に係る体制づくりについて

1.目的

業務用冷凍空調機器、特に第一種特定製品からのフロン類回収を、フロン類の回収に関わる各主体が継続的に連携した体制のもとで推進し、回収率の向上、フロン類の大気中への排出抑制を図る。

2.名称

フロン回収推進産業協議会

3.事務局(幹事役)

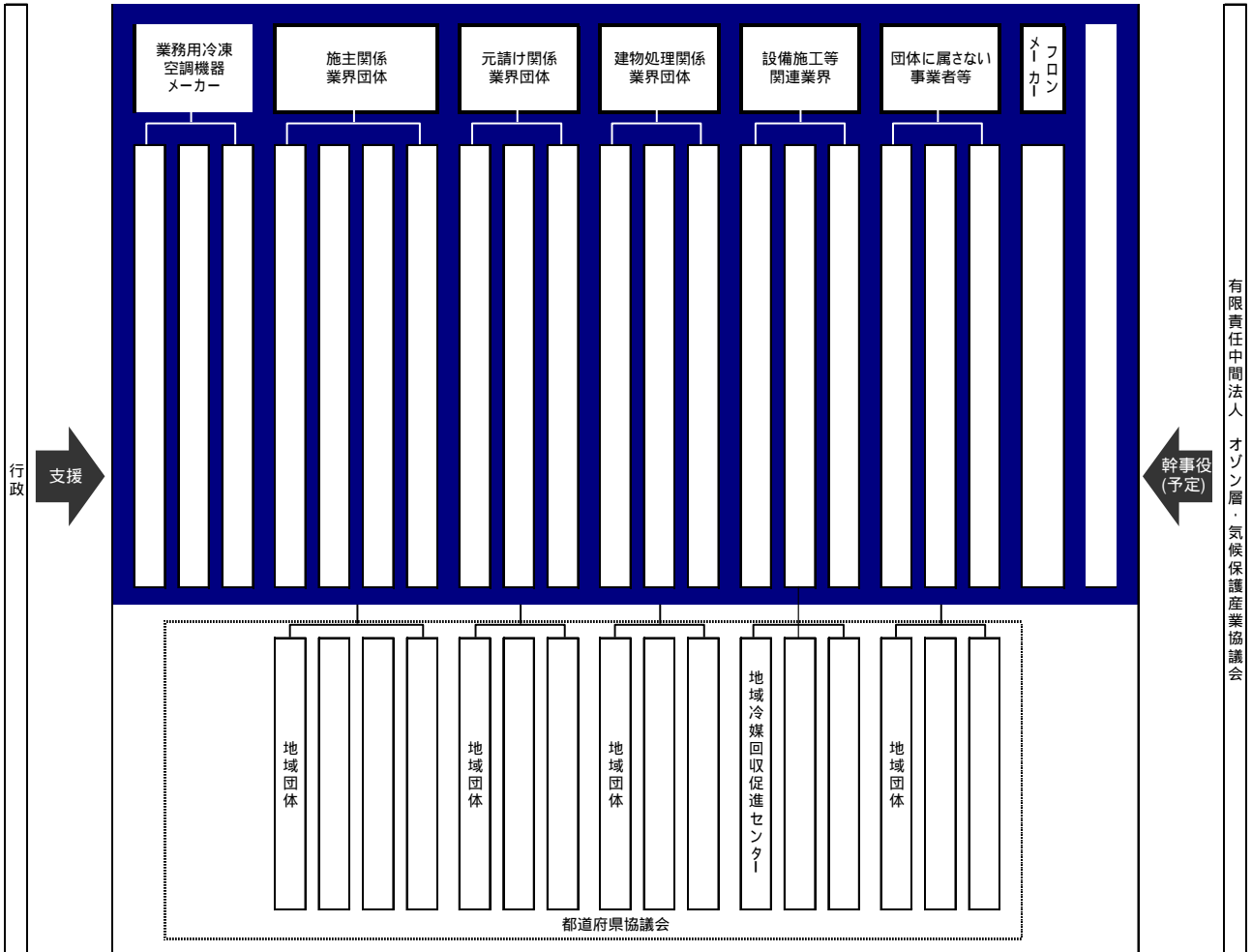
有限責任中間法人 オゾン層・気候保護産業協議会

4.事業

- (1) 業務用冷凍空調機器に関連したフロン類排出抑制対策に関する企画、調整、実施
 - ・会員は、定期的開催する会合に参加し、フロン類排出抑制対策に係る議論を行う
 - ・当面、フロン回収破壊法施行に向けて必要な事業(行程管理制度様式等の検討など)については鋭意検討を進める。
- (2) フロン回収破壊法に即したマニフェスト・様式の共有化と連携した運用
 - ・事務局は会員などと協力してマニフェスト・様式を作成し、連携した運用を図る。(様式類は実費販売)
 - ・会員が販売、保有する機器への共通シールを協力して貼付することなどを通じ、全国の機器からのフロン回収体制を構築する
- (3) フロン回収・排出抑制に関する横断的な窓口として、全国统一の電話相談窓口やホームページの開設
 - ・事務局は会員などに対して、情報提供や相談に応じる電話窓口、ホームページを開設・運営する
 - ・全国窓口として、会員のみならず一般からの問い合わせ等にも応じられる体制とする(共通シールには統一連絡先を記載)
- (4) 会員からの要望に基づきフロン回収推進に係る説明会の開催、普及事業の実施
 - ・事務局は会員などに対して、要望に基づく説明会等に人材の派遣や各種説明資料等の提供を行う
- (5) フロン回収推進のための取組やノウハウに関する会誌等の発行による情報共有
 - ・事務局は会員などに対してフロン回収促進のための取組やノウハウ等の情報収集及び会誌による情報提供を行う
- (6) その他、フロン類排出抑制に関すること

以上

フロン回収推進産業協議会 組織イメージ



フロン回収推進産業協議会設立準備検討会
メンバー

2006年11月27日現在

(社)日本冷凍空調工業会
日本自動販売機工業会

(社)日本フランチャイズチェーン協会
(社)食品産業センター

(社)建築業協会
(社)全国建設業協会

(社)全国解体工事業団体連合会
(社)日本冷凍空調設備工業連合会
(社)日本空調衛生工事業協会

日本フルオロカーボン協会

有限責任中間法人 オゾン層・気候保護産業協議会

以 上



様式第16 (第29条関係)

高圧ガス製造廃止届書	冷凍	× 整理番号			
		× 受理年月日			
名称 (事業所の名称を含む)	...				
事務所 (本社) 所在地	...				
事業所所在地	...				
製造廃止年月日	平成18年 月 日				
製造廃止の理由	老朽化				
備考	許可・届年月日	年	冷媒名	10722	
	許可・届番号	号	冷凍能力	29.0 トン	

平成 18 年 月 日

名 称

代表者氏名



東京都知事 殿

担当者 _____

所属 _____

電話 _____

- 備考 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式3. (4/5) MDFより依頼者へ提出

回収フオロカーボン処理証明書

依頼日	2006年 1月 17日
依頼者管理番号	11111
MDF受付日	2006年 1月 17日
Serial No.	MDF-

冷媒回収事業者		取次店					
会社名	〒213 市	会社名	15				
住所		住所					
担当者	TEL FAX	担当者	印				
TEL	登録番号	TEL					
冷媒搬送事項記入欄 (依頼者が記入)							
MDFへの容器搬送業者名	業者発送日	2006年 1月 17日	代理店記入欄				
	MDF受入日	2006年 1月 18日	会社名・支店名				
MDF処理後の容器返送業者名	MDF返却日	2006年 1月 31日	担当者名				
MDF担当者名	処理方法	希望項目に/印をつける					
		破壊 <input checked="" type="checkbox"/> 資源化 <input type="checkbox"/>					
設備所有者		回収フオロカーボンの分類					
現場名(名称)、所在地		フオロカーボンの種類	第1種業務用空調・冷凍機	第2種自動車用エアコン	家庭リサイクル法による家庭用	その他	ボンベ番号
名称		R 22	27 kg	kg	kg	kg	11 2911
住所							
名称		R	kg	kg	kg	kg	
住所							
名称		R	kg	kg	kg	kg	
住所							
名称		R	kg	kg	kg	kg	
住所							
名称		R	kg	kg	kg	kg	
住所							
名称		R	kg	kg	kg	kg	
住所							
合計数量			27.0 kg	kg	kg	kg	

フオロカーボン処理証明書

弊社は、上記フオロカーボンを受領し、適切に処理したことを証明いたします。

処理方法	依頼数量	処理数量
破壊処理	27 kg	27 kg
資源化处理	kg	kg

処理日 2006年 月 日

【破壊処理事業所】

二井・デュボン フロロケミカル株式会社 工場
〒299-0108 千葉県市原市千種海岸3-5
TEL 0436-62-3103 FAX 0436-62-9453
破壊処理許可番号 14H0062

【破壊・資源化処理事業所】

三井・デュボン フロロケミカル株式会社 清水工場
〒424-8631 静岡県静岡市清水三保3600
TEL 0543-34-5414 FAX 0543-34-8563
破壊処理許可番号 16H0086

宮城県の例

- 冷凍設備に貼り付けるステッカー
横 20cm × 幅 10cm

フロン回収破壊法 第一種特定製品

- 1) フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- 2) この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要です。
- 3) 冷媒の種類及び数量

種 類	冷媒番号	数量 (kg)	
H F C	R		
H C F C	R		

宮冷保